

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。

五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たつて、関係法令の規定を遵守するものであること。

六 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

(地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表)

第七条 法第二十二条の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 認定地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 認定地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

三 認定地域脱炭素化促進事業の実施期間

四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

五 前号の整備の内容

六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

七 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項

八 地域の環境の保全のための取組

九 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

（地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請）

一 計画策定期町村は、前各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請）

一 前各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類第三による申請書を計画策定期町村に提出しない場合は、既に計画策定期町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地域脱炭素化促進事業計画に従つて行われる次の取組の実施状況を記載した書類

イ 地域脱炭素化促進施設の整備

ハ イの整備と併せて実施する次に掲げる取組のための取組

（地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更）

第九条 法第二十二条の三第一項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変以外の変更とする。

一 認定地域脱炭素化促進事業者の変更

二 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあっては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二条の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為を記載した場合に限る。）

三 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更

四 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更

五 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更

六 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の環境の保全のための取組

七 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

（地域脱炭素化促進事業計画に記載した事項の変更）

一 計画策定期町村は、前各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

（地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請）

一 前各号に掲げる書類を計画策定期町村に提出しなければならない。

（地域脱炭素化促進事業計画に記載した事項の変更）

一 前各号の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類第三による申請書を計画策定期町村に提出しない場合は、既に計画策定期町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

附 則 (令和五年三月二八日農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。(施行期日)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第三条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（経過措置）

附 則 (令和五年三月二八日農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

第二条 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

（経過措置）

附 則 (令和五年三月二八日農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号)

第一条 この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

第二条 法第二十二条の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定期町村に提出しなければならない。

第三条 法第二十二条の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定期町村に提出しなければならない。

第四条 法第二十二条の二第別記様式第一の三による書類及び森林法施行規則第五十一条第一項各号に掲げる書類

第五条 法第二十二条の二第別記様式第一の四による書類及び温泉法第十一條第二項各号に掲げる書類

第六条 法第二十二条の二第別記様式第一の四による書類及び温泉法第十一條第二項各号に掲げる書類

第七条 法第二十二条の二第別記様式第一の三による書類及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十二条の二第二項第一号から第四号まで及び第五号から第六号まで及び第七号から第八号まで及び第九号に掲げる書類並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあ

別記様式第1（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係）

別記様式第1(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2関係)

地域脱炭素化促進事業計画に係る認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者
住 所

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第1項の規定に基づき、型紙の貼付について規定を改めたいとの申請に対し

(備考)
1 「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
2 申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

(2014)

<p>1 申請者の概要</p> <p>日本名(本姓): 日本住所(本拠地)の所在地: 連絡番号: E-mailアドレス:</p> <p>提出者(本件に付随する手続を了承し、係留に応じる)</p> <p>日本名(本姓): 日本住所(本拠地)の所在地: 連絡番号: E-mailアドレス:</p>	<p>域城観光便促進事業計画</p> <p>申請者(代理者)</p>
---	------------------------------------

2 個人の場合について、「住所」及び「主たる事務所の所在地」と異なるときは、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

2 地域医療圏における医療事業の目標(温泉効果ガスの排出量の削減等に関する目標を含む。)

地域医療圏における医療事業に係る温泉効果ガスの排出量の削減目標	C02
地域医療圏における医療事業に係る医療機器充電の電気の使用量の削減目標	C02
地域医療圏における医療事業に係る医療機器充電の電気の使用量の削減目標	C02

(15) 「他の施設」等に、エネルギー供給事業者が「上位化石エネルギーの利用及び化石エネルギーの販売」に係る法規(平成21年4月1日以後のもの)に規定する「平成21年改定第2号」(以下、「変更後法規」)による規制を受け、再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー供給設備において用いるものの種類を定入すること。

＜備考 エネルギー供給事業者が「上位化石エネルギーの利用及び化石エネルギー原料の供給」の項に関する法律施行令(平成21年改定第2号)＞

第4条

- 一 太陽光
- 二 風力

三 木力
四 地熱
五 太陽熱
六 大自然中の熱その他の自然現象に存する熱(前二号に掲げるものを除く)
七 ハイドロ・バイオマス熱等に変換する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの
(甲)(乙)の性質を有する熱、(ア)～(ヒ)

など、再生可能エネルギー発電設備において高度化法施行令第4条第4号に掲げるものを用いる

◎認定登録料-登録料	登録料		認定登録料	
	登録料	認定登録料	登録料	認定登録料
1	登録料	登録料	登録料	登録料
2	登録料	登録料	登録料	登録料
3	登録料	登録料	登録料	登録料
4	登録料	登録料	登録料	登録料

(別表1) 地域脱炭素化促進施設の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(注)1 (別紙)の3①～③までの地域被災者化促進施設の番号と対応するように記載すること。
2 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入金、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
3 「借入金」「補助金」欄には、計画申請時時点における予定を記載すること。
4 附属設備の整備を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を含めて記載すること。

(添付書類)
預金残高証明書、融資予定証明書等の資金調達方法を証する書類を添付すること。

(別表2)
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
(1) 地域の脱炭素化のための取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法(②の場合は除く。)

(注)1 取組内容が年ごとに異なる場合にあっては、それぞれ記載すること。
2 「実施者」欄には、申請者以外に連携して取り組む者がいる場合にあっては、それらの者を含めて記載すること。
3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、補助金名等を括弧書きで記載すること。
4 「地域脱炭素化促進事業による売電等の収益」「借入金」「補助金等」欄には、計画申請時点における予定を記載すること。

(2) 地域の賑わい化のための取組を実施するために必要な施設を整備するために必要な資金の額及びその調達方法

第(三)项: 合计									
序号	项目的名称 和小项 等	被施者	第(一)项: 费用				第(二)项: 收入		
			直接 医疗 费用	间接 医疗 费用	合计 (1)+(2)	门诊费 以及公 共基金	住院费 以及公 共基金	其他收入	
7									
8									
9									
合 计									

(8) (1) (別紙の4(2)(④)「摘要」の内容の番号)と対応するように記載すること。
2 「実施者」欄には、受託者以外に追記して記載する旨を含む場合にあっては、それらの者を含めて記載すること。
3 「調達方法」欄には、金額以外にも、借入先、資金名称、助成金名等を括弧書きで記載すること。
4 「地図説明書化後収録に際して充電等の(収益)」「借入金」「助成金」等の欄には、計画申請時点における

(添付書類)

10

別記様式第2の1

(2) 基本的衛生、飲食衛生、清潔衛生等、その企画は地域医療圏内在住医師等による評議する会をもとに審査し、内閣の認可を受けたものとする。(第4回)とすることなし。

3 丁度予定どおりの予定日は、その審査の地域医療圏内在住医師等の評議を行つて開院に内閣の認可を得たものとし、開院料(1)を支取ることなし。

(付帯料)
以下の費用は付帯料とする。
 (1) 医師の登録料(登録料の額は、各都道府県の医師登録手数料として扱う地域医療圏を審査する医師の登録料の額とする。但し、販賣税を除く。)
 (2) 診察料(診察料の額は、各都道府県の医師登録手数料として扱う地域医療圏を審査する医師の登録料の額とする。但し、販賣税を除く。)
 (3) 診察料(診察料の額は、各都道府県の医師登録手数料として扱う地域医療圏を審査する医師の登録料の額とする。但し、販賣税を除く。)

(2)「構造・耐震性・機能性の確保」には、その構造及び機能を確保する施設の構造の異なる複数の施設に及ぶ場合に、該複数の施設を同一の規則に適用する場合であつて、「規則」に記載するところとする。

2. 工事の着手及び完了の予定期日は、その記事記載の地盤調査活用化施設等の整備を行う期間同士内どとの連絡によっては、別途記載する。但し、記載しないときは、記載しない。

ではあるが、これは被る者の多さを考慮して個別の申立て（即ち訴訟及び審査に規定する定めに記載した個人の場合はその在宅地の住所）に於ける各申立者（行政手続に於ける個別の個人を識別するための番号等）に関する法律（平成12年法律第27号）第二条第7項に規定する個人登録番号（個人コード）等、又はこれに類するものについて、次に並びに規定する事項を記載する。

- (3) 申立ての提出の方法
申立ては、原則として書面によるものとされ、但し、該申立てを要する場合（法第22条の2の所定の範囲内にあっては、開設の行為に係る申立てを除く。）、又は該申立てに係る申請の状況を記載した旨を記載した申立てがあつたものについては、当該申立てから二つを越す場合は、

 - 当該行為を行ふに於ける必要な費用又は経費がかかることを記する書類

(7)その他申立てに係る事項

用 所	自宅 通勤用車(自転車) 通勤用車(自転車) 通勤用車(自転車) 通勤用車(自転車)			
目 的	団体の会員登録			
被 所				
行 为	行為者及び その他の関係者			
角 度	行動の範囲と場所 最初の行動と最後の行動 その他の状況			
内 容	本件(本件に付随する事 件)の概要 又は物的財産等			
期 間	土地の開拓作業等 その他時間的行為			
実 行	実行する目的の具象			
審 批	否	是	可	不
審 批 日	完了		年	月
備 考				

(注)「構図」には、都道府県、市町村、町字、小学、字地図(地名)等が記載すること。なお、これらは地図基盤変更実施年度等の際に異なる土地の所有者などに同一内容で記載する場合にあっては、「原紙と同一」と記載すること。

2 「行為等及びその他の状況」欄には、地形、植生、生着する動植物等個別な状況を示す上で必要な事項及び水位(水量)に増減を及ぼせる行為がある場合は現在の水位(水量)(一定の期間ごとに水

△「ソーシャル・マーケティング」について、その目的や実現するうえで、用語「購買行動の変化」が何を意味するか。

△△「購買行動の変化」について、その目的や実現するうえで、用語「購買行動の変化」が何を意味するか。また、次のような質問に答えてください。

- (1) 買物の手段、購入品等が「ソーシャル・マーケティング」によって、何よりも重要な役割を果たすと想定され、然るにそれが最も重要な「ソリューション」である場合には何よりも重要な役割を果たすと想定されます。
- (2) 購買行動の変化によって、ソーシャル・マーケティングは、然るに何よりも重要な役割を果たすと想定されます。

4. 領事の手帳に記入して、領事館への郵送。領事は領事印を捺印して領事館に記入すること。
5. 領事館にて領事官は、領事の署名と領事印を捺印する。領事館は領事官の署名と領事印を記入すること。
6. 小冊子を領事官へ返却。領事官は領事印を記入して領事館へ一括提出。回國用回國印(領事印)を領事館へ提出すること。

- [上]土地の変動率は上と下どちらでも明確に示された旨がこの段落
- [上]土地の変動率は上と下で複数区域の状況を明記した上で別冊
- [上]地理上に位置した政令の種類を明記した上で別冊
- [上]土地の変動率は上と下で複数区域の状況を明記した上で別冊
- [上]土地の変動率は上と下で複数区域の状況を明記した上で別冊
- [上]土地の変動率は上と下で複数区域の状況を明記した上で別冊
- [上]石炭坑有りの複数箇所に対する当該地帯の利権法を明記した上で別冊
- [上]石炭坑有りの複数箇所に対する当該地帯の利権法を明記した上で別冊

（第31款終焉化31第2項後に開ける法律第24条の第1項開5）

地域製炭廠化泥漿率と計画の変更に係る課題

伍 月 旦

IT村長 原

申請者
住 無

氏 名

年月日付で認定を受けた地域統合型活性化促進事業計画について、下記のとおり

たので、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成18年法律第117号)第22条の3第4規定に基づき、認定を申請します。

受け取った書類は、既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの

「申請者」には、地域脱炭素化促進事業を実施する全ての者を記載すること。
申請者は法人又は個人でない団体である場合にあっては、「氏名」には「名称及び代表

者の氏名」、「住所」には「生たる事務所の所在地」を記載すること。
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
[\[詳しく見る\]](#)

種類の大きさは、日本産前現体の1/4ほど。

別記様式第3（地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第1項関係）